

新型コロナウイルス感染症について

国内の感染状況について

水際対策について

新型コロナワクチンについて

都道府県の受診・相談センターの連絡先など

データからわかる新型コロナウイルス感染症

多言語情報
(Multilingual information)

▶ 一般用抗原検査キット（OTC）として承認された品目は[こちら](#)

大臣メッセージ

○大臣会見の詳細は[こちら](#)

○令和3年3月以前の大臣会見は[こちら](#)

基本的対処方針に基づく対応

基本的対処方針に基づく対応

皆さまにお伝えしたいことのポイントや、まん延防止等重点措置の終了に当たり、感染再拡大を防ぐための取組などは以下の内閣官房HPに掲載しております。ぜひご覧ください。

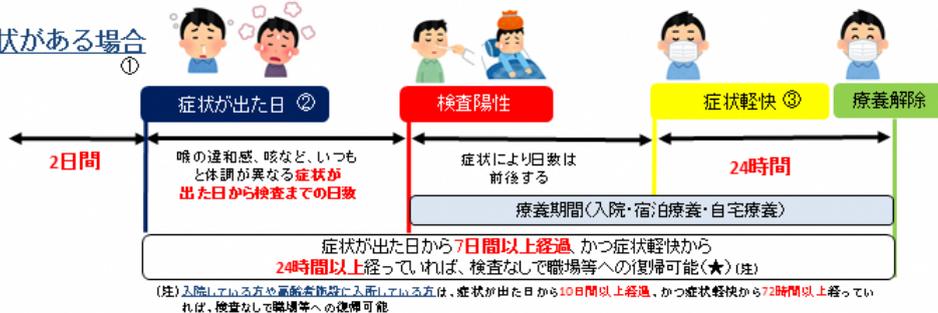
<https://corona.go.jp/emergency/>

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

（★）症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。

症状がある場合



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合は、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

<症状のある方>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。

ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

<無症状の方>

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

○[患者の療養解除基準の見直しについて](#)

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定について（緊急避難措置）

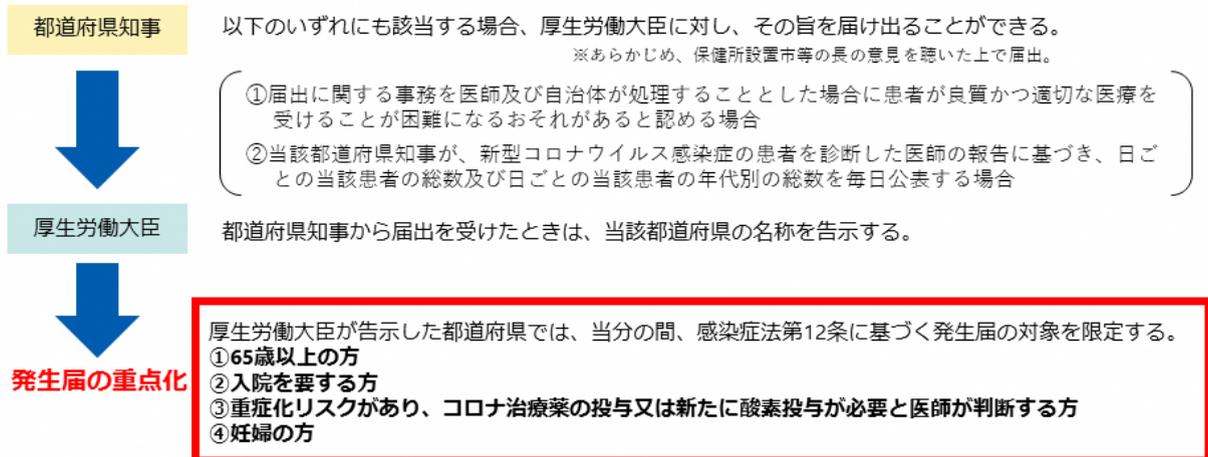
以下の期日から、記載された都道府県において開始します。

開始後は、以下の赤枠中①～④の方が医師が提出する発生届の対象となります。

令和4年9月2日より開始： 宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県

令和4年9月9日より開始： 三重県、長崎県

<開始までの流れ>



○[直ちに実施する発熱外来や保健所における更なる負担軽減策（令和4年8月24日）](#)

社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立に向けて

現在以下の都道府県が「B A. 5対策強化地域」とされています。

北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

現在の感染状況を踏まえ、国はこれまでの対策に加えて、次の2つの支援・対応を行います。

○「[社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について](#)」

○「[病床・診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応](#)」

詳細は以下のページをご覧ください。

内閣官房HP：https://corona.go.jp/omicron_ba5/